

高知県水道広域支援組織検討委員会設置要綱

(目的)

第1条 高知県水道ビジョンにおいて実現方策の一つである「水道事業の受け皿となる支援組織の検討・活用」について、高知県内の水道事業体の運営基盤の強化を目指し、質の高い水道事業運営（水道サービスの調達、事業コストの削減等）を可能とする持続的で効率的な水道広域支援組織体制の構築に向けて検討を行うため、「高知県水道広域支援組織検討委員会」（以下「委員会」という。）を設置する。

(役割)

第2条 委員会は、水道事業の受け皿となる支援組織（以下「水道広域支援組織」という。）に係る次の事項について審議する。

- (1) 水道広域支援組織の体制に関すること。
- (2) 水道広域支援組織の実現に向けた課題の確認・共有・解決案の検討に関すること。
- (3) その他、水道広域支援組織に関する必要なこと。

(組織)

第3条 委員会は、別表に掲げる者によって組織する。

- 2 水道行政に関する知識・経験を有する者その他適当と認める者を委員として知事が委嘱する。

(事務局)

第4条 委員会に事務局を置き、議事進行及び庶務を行う。

- 2 事務局は、高知県土木部公園上下水道課に設置する。

(会議)

第5条 委員会は必要に応じて事務局が招集する。

- 2 委員が委員会の会議に出席できない場合には、当該委員が推薦する者を代理人として出席させることができる。

(委員の任期)

第6条 委員の任期は、令和8年3月31日までとする。

- 2 委員が欠けた場合における補充委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、辞任又は任期満了の場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、事務局が定める。

附則 この要綱は、令和4年9月30日から施行する。

附則 この要綱は、令和5年10月31日から施行する。

附則 この要綱は、令和6年9月26日から施行する。

附則 この要綱は、令和7年10月14日から施行する。

別表

構成員

	所属名	職名
委員	公益社団法人 高知県建設技術公社	事務局長

市町村名	所属名	職名
高知市	上下水道局	企画財務課長
室戸市	水道局	局長
安芸市	上下水道課	課長
南国市	上下水道局	局長
土佐市	水道局	業務課長
須崎市	上下水道課	課長
宿毛市	水道課	課長
土佐清水市	水道課	課長
四万十市	上下水道課	課長
香南市	上下水道課	課長
香美市	上下水道局	局長
東洋町	産業建設課	課長
奈半利町	地域振興課	課長
田野町	産業建設課	課長
安田町	経済建設課	課長
北川村	経済建設課	課長
馬路村	建設課	課長
芸西村	土木環境課	課長
本山町	建設課	課長
大豊町	住民生活課	課長
土佐町	建設課	課長
いの町	上下水道課	課長
仁淀川町	建設課	課長
中土佐町	町民環境課	課長
佐川町	建設課	課長
越知町	環境水道課	課長
檮原町	環境整備課	課長
日高村	建設課	課長
津野町	建設課	課長
四万十町	環境水道課	課長
大月町	建設環境課	課長
三原村	農林業建設課	課長
黒潮町	建設課	課長